

# 令和7年度第3回支部評議会

---



令和8年1月20日  
全国健康保険協会熊本支部

議題	資料
令和8年度都道府県単位保険料率とインセンティブ制度に係る令和6年度実績について（報告）	資料1 参考資料1 資料2
令和8年度事業計画（案）及び保険者機能強化予算（案）について	資料3-1 資料3-2 参考資料2
今後の評議会開催スケジュールについて	資料4

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

令和7年10月21日 熊本支部評議会

- ・令和8年度平均保険料率について、支部評議会の意見聴取  
⇒本部運営委員会へ支部意見提出

済

4ページ

令和7年11月28日 本部運営委員会

- ・令和8年度平均保険料率について、47支部評議会の意見報告

済

令和7年12月23日 本部運営委員会

- ・令和8年度平均保険料率について、協会としての対応決定

済

6ページ～

令和8年1月20日 熊本支部評議会

- ・令和8年度都道府県単位保険料率について、支部評議会で議論  
⇒支部評議会の意見を踏まえ、支部長から理事長へ意見提出

11ページ～

令和8年1月29日 本部運営委員会

- ・47支部長の意見を踏まえ、令和8年度都道府県単位保険料率決定

厚生労働大臣による認可

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

令和7年度第2回熊本支部評議会（開催日：令和7年10月21日）

## 【総論】

- 「10%据え置きでやむなし」と「引き下げるべき」の両方の意見があった。

## 【個別意見（要旨）】

（学識経験者評議員）

- 収支見通しについて、試算パターンを増やしながら議論を行い、平均保険料率10%が維持されている。結果として準備金が増え続けている現状を見ると、平均保険料率10%を維持することについて、今後、被保険者や事業主からの理解を得にくくなると考える。中長期的な視点では一定の準備金の積み立てが必要であることは理解できるが、賃上げが続いている状況においては、少しでも健康保険料を引き下げるなど弾力的な運用を行うことで、加入者からの納得感を得られ、公的医療保険制度に対する関心（理解）も高まると考える。

（事業主代表評議員）

- 物価高や賃上げの影響で保険料負担が大きくなってしまい、経営に大きく影響している。
- 収支見通しを踏まえると、安定的に安心して医療が受けられるよう、平均保険料率10%をできるだけ維持し、これを超えないようにしていただきたい。

（被保険者代表評議員）

- 賃上げが進んでいるが、その分社会保障費も上がることで、手取りが増えた実感がないのが実情である。これ以上、保険料率が上がらないようにしていただきたい。
- 加入者にとっては、「給与が上がる」「社会保険料等の控除額は少ない」方が良い。状況は理解できるが、加入者に保険料率10%を維持することについて納得いただけるよう、十分な情報発信を行っていただくよう意見する。
- インフレが進むなかで準備金の価値を目減りさせないために、準備金の積極的な資産運用を行うことで、準備金を有効活用することを検討していただきたい。
- 準備金を保険料引き下げの原資にするなどの活用方法も検討していただきたい。

# 第139回運営委員会での議論と それを踏まえた協会の対応について

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

- 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応は、次のとおりです。
  - ①平均保険料率 : 10.0% → 9.9%
  - ②保険料率の変更時期 : 令和8年4月納付分から
- 令和8年度の平均保険料率については、本年9月10日開催の第137回運営委員会において、計31パターンの「5年収支見通し」や「今後の保険料率に関するシミュレーション」を示し、議論を開始しました。
- 本年10月に開催した支部評議会において令和8年度平均保険料率について議論いただき、全支部より評議会意見の提出がありました。意見としては、「平均保険料率10%維持」が27支部、「引き下げるべき」が1支部、「平均保険料率10%維持と引き下げの両論」が19支部でした。
- 本年11月28日開催の第138回運営委員会では、「今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点」として、中長期的に安定した財政運営が可能と見込まれる水準等の検討の視点について、丁寧に説明しました。
- 本年12月23日開催の第139回運営委員会では、事務局からこれまでの議論における意見や厚生労働省から保険料率について検討するよう要請があったこと等について説明のうえ、委員長から各運営委員にあらためて意見を確認しました。一通り意見が出揃ったところで、北川理事長より令和8年度平均保険料率に関する考えを述べました。
- ここまで議論を踏まえ、委員長から「本委員会のこれまでの議論や、理事長からお話のあった協会けんぽをめぐる様々な状況等を踏まえ、運営委員会としては、令和8年度の平均保険料率は9.9%ということで取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか」と発言があり、運営委員の皆様から特段の異論がなかったことから、運営委員会としての意見がとりまとめられました。

# 北川理事長発言要旨

---

- 令和8年度平均保険料率に関する真摯なご議論に感謝申し上げます。
- 本運営委員会や各支部評議会においても、平均保険料率につきましては、様々なご意見を頂戴しました。
- 特に、引き下げるべきとのご議論の中では、
  - 「中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、保険料率の引き下げも検討すべきではないか」
  - 「わずかでも保険料率の引き下げの実現があれば、医療保険制度に対する納得感や信頼が高まるのではないか」
  - 「現役世代の可処分所得を少しでも増やすことが重要であり、保険料率の引き下げは一つの方法と考えるべきではないか」といったご意見を頂戴しました。
- 一方で、維持やむを得ないとのお立場からは、
  - 「物価の高騰や人件費の増加等により、今後とも医療費が伸びていく可能性を踏まえると、10%維持はやむを得ないのではないか」
  - 「社会経済状況の先行きが不透明のなか、中長期的に安定した財政運営を行うためには、保険料率の引下げは慎重に考えるべきではないか」
  - 「平均保険料率10%を維持するという考え方の上で、中長期的な財政運営が可能となるよう、保険料率や準備金の在り方の判断基準を検討していくべきではないか」といったご意見を頂戴しました。
- 協会としては、中長期的に安定した財政運営を目指し、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにする、との基本的な考え方をお伝えしてまいりましたが、それは保険者として国民皆保険制度の根幹たる医療保険制度の持続可能性を最大限堅持すべきとの立場からのものであります。

# 北川理事長発言要旨

---

- ・ 他方、現在、医療保険を含む我が国社会保障制度の持続可能性の拡充の立場から、全世代型社会保障制度の実現に向けた改革が進められており、特に本年末に向け、厚生労働省の各審議会においても、高齢化や医療費の増大を見据え、現役世代への負担の軽減をはじめとした、世代間・世代内での負担能力に応じた新たなあり方に向けた議論が重ねられているところです。
- ・ これらは、大きく変化する国際情勢における政治経済環境・安全保障環境も含め、わが国における物価高や少子高齢化による人手不足、産業構造の変化、金利ある経済への復帰等、日本経済が新たなステージに移りつつある現状認識が改めて問われているものと考えております。
- ・ そうした中で、政府方針としても、
  - 先日、閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定）では、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型社会保障の構築を通じ、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」とされています。
  - 加えて、先ほどご紹介しましたが、今般、厚生労働省からも、保険料率について検討していただきたい旨の要請があったところです。
- ・ 協会としての基本的な考え方にはささかも変わりはございませんが、令和8年度の平均保険料率につきましては、皆様からのご意見やこうした状況を総合的に判断し、0.1%の引き下げを行い、9.9%にすることとしたいと思います。
- ・ これまでの毎年の検討においても、行ってまいりましたが、今後とも、毎年10年程度の見通しを踏まえた財政状況を確認しつつ、引き続き、保険料率や準備金の在り方についての議論を深めていきたいと考えています。
- ・ また、今年度、協会としても、長期運用への取り組みを開始したことと合わせ、準備金のあり方についての検討・議論を始めたところです。今後、こうした取り組みをさらに深化させるとともに、ご意見を頂戴している、保険料率の引き上げについてのメルクマール等の議論についても、あるべき姿として議論を継続してまいりたいと考えております。

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

<事務局説明（厚生労働省要請）>

- ・ 協会けんぽにおいては、安定した国庫補助率の下で、この10年以上、保険料率が10%（労使計）で維持されるとともに、予防・健康づくりへの積極的な取組や安定的な経営を実現するための関係者の努力により、財政運営も健全化し、十分な積立金も確保されていることに敬意を表します。
- ・ もとより、協会けんぽの料率は、医療費の状況や賃金の伸びなど、様々な要素を勘案した上で、運営委員会で真摯に御議論いただき、自主的・自律的に決定されるものと認識しています。  
その上で、これまで努力の成果を加入者の皆様に還元する等の観点から、以下の点について御検討をお願いします。
- ・ 現在、全国平均10%となっている医療保険料率について、医療費の動向等により、料率の頻繁な変更が必要となるなど将来の財政運営に支障を生じない範囲で、「総合健保」の保険料率が平均で約9.9%であることも踏まえて、具体的な保険料率を検討していただきたい。

# 令和8年度都道府県単位保険料率に係る 協会の令和8年度収支見込みについて～医療分～

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

政府予算案を踏まえた令和7年度収支見込の概要

## 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位: 億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度		2026 (R8) 年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2025年12月) (b)	2025-2024 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2025年12月) (c)	2026-2025 (c-b)	
収入	保険料収入	106,490	110,631	4,142	111,696	1,064	2012-2025年度保険料率: 10.00%
	国庫補助等	11,690	12,383	693	11,798	▲ 584	2026年度保険料率: 9.90%
	その他	346	449	103	485	36	
	計	118,525	123,463	4,938	123,979	516	
支出	保険給付費	72,552	75,138	2,586	76,913	1,775	
	前期高齢者納付金	12,863	12,938	75	12,048	▲ 890	
	後期高齢者支援金	23,332	24,891	1,559	25,618	727	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	3,193	3,924	731	4,263	339	
	計	111,939	116,891	4,951	118,841	1,951	
単年度収支差		6,586	6,572	▲ 13	5,137	▲ 1,435	
準備金残高		58,662	65,234	6,572	70,371	5,137	
※(内数)		8,856	9,074	218	9,353	279	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金(医療給付費等の1か月分相当)

注) 上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

- 政府予算案を踏まえた2026（令和8）年度の収支見込は、平均保険料率を9.9%（10.0%→9.9%）とする前提のもとで、収入（総額）が12.4兆円、支出（総額）が11.9兆円と見込まれ、単年度収支差は5,137億円の見込みです。

## （1）収入の状況

収入（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から516億円の増加となる見込みです。

- 「保険料収入」について、主に標準報酬月額の増加により1,064億円増加する見込みです。平均保険料率を引き下げた影響（10.0%→9.9%）は▲1,130億円です。
- 「国庫補助等」について、国庫特例減額が時限的に500億円増となる等の影響により584億円減少する見込みです。

## （2）支出の状況

支出（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から1,951億円の増加となる見込みです。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により1,775億円増加する見込みです。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期高齢者納付金が減少することにより163億円減少します。

## （3）収支差と準備金残高

2026年度の「収支差」は、2025年度（直近見込）より、1,435億円減少して5,137億円になる見込みです。

2026年度末時点の準備金残高は7兆371億円の見込みです。

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

2025年12月24日大臣折衝事項抜粋

(全国健康保険協会（「協会けんぽ」）に対する国庫補助に係る特例減額の控除額の時限的引上げ)

協会けんぽにおいては、法制上「当分の間」とされている国庫補助率の設定（16.4%）が10年以上に渡って継続していること等も背景に、足元では健全な財政運営が定着しており、準備金も法定準備金を大きく超過して積み上がっていることを踏まえ、医療保険料率の引き下げ（▲0.1%）と併せ、国庫補助の在り方について見直しを講ずる。

具体的には、国庫補助に対する特例減額の措置（※）が平成27年度から行われているところ、剰余金（単年度収支差）がプラスとなった平成22年度の翌年度である平成23年度から平成26年度までの間、現行の特例減額の措置が行われていたと仮定した場合の控除額（約9,148億円×16.4%＝約1,500億円）を令和8年度から令和10年度までの3年間の特例減額の控除額に上乗せすることとする（各年度約500億円）。

また、当該時限措置終了後の医療保険料率を含めた保険財政運営の在り方については、令和10年度までの間において、国庫補助率の見直しと併せ、持続的な保険財政運営の観点から必要な検討を行い、結論を得ることとする。

さらに、今回の協会けんぽの医療保険料率の引下げと併せ、健康保険組合連合会が実施する交付金交付事業に対する財政支援を時限的に拡充することで、財政基盤の脆弱な健康保険組合の保険運営の下支えを行うとともに、高齢者医療運営円滑化等補助金の見直しを行う。具体的には、前期財政調整における報酬調整の導入に伴う特例的な支援とされている企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減措置の終了も含め、令和9年度以降の在り方を検討することとする。

※ 前年度末における準備金の額から前々年度までの準備金の額等を除いた額（前年度において増加した準備金に相当する額）に、控除率16.4%を乗じた額を国庫補助額から控除する措置。

# 令和8年度都道府県単位保険料率に係る 協会の令和8年度収支見込みについて～介護分～

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

## 介護保険料率

### 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
	計	10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

- 介護保険の保険料率については、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除して得た率を基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- 2026（令和8）年度は、2025（令和7）度末に見込まれる剩余额（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.62%（4月納付分から変更）とします。

## 健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっています。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

- 2026年度の介護保険料率が0.03%増加（2025年度介護保険料率：1.59%）する要因は、前年度末の剩余额（保険料率引下げに寄与）の見込み額が2025年度料率設定時より小さくなることによるものです。

# 令和8年度都道府県単位保険料率について

## 協会けんぽの収支見込（子ども・子育て支援分）

（単位：億円）

		2026（R8）年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
	計	2,396	
支出	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
	単年度収支差	132	
準備金残高		132	

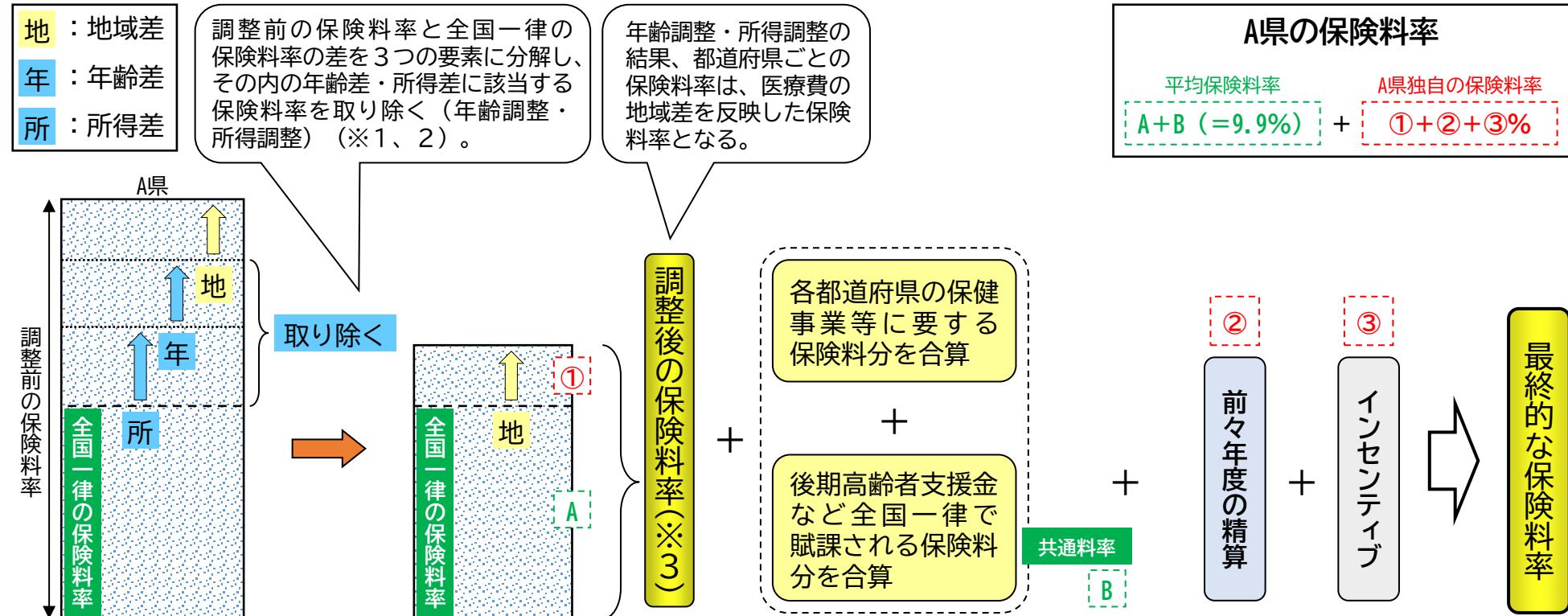
注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

➤ 2026年4月から開始される子ども・子育て支援金制度による2026年度の支援金率については、国から示された「実務上一律の支援金率」を踏まえて0.23%となります。

# 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

## 都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



（※1） 年齢構成割合の差「（A県） - （協会平均）」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整といいます。

（※2） 1人当たり所得の差「（協会平均） - （A県）」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整といいます。

（※3） 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

# 令和8年度熊本支部の健康保険料率（案）

	令和8年度	令和7年度	増減 (%)
<b>平均保険料率</b>	<b>9.90</b>	10.00	▲0.10
共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	4.55	4.65	▲0.10
医療給付費分の平均保険料率	5.35	5.35	±0.00
<b>熊本支部の保険料率</b>	<b>10.08</b>	10.12	▲0.04
共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	<u>4.55</u>	4.65	▲0.10
医療給付費分の都道府県単位保険料率 (調整後)	<u>5.61</u>	5.64	▲0.03
医療給付費分保険料率 (調整前)	6.30	6.34	▲0.04
年齢調整	▲0.10	▲0.10	±0.00
所得調整	▲0.59	▲0.60	0.01
前々年度精算分（下記参照※）	<b>▲0.09</b>	▲0.03	▲0.06
インセンティブ分	0.01	▲0.137	0.147

<※前々年度精算分について>

- ① 協会けんぽ決算における支部ごとの収支”見込み“と”実績“との差は2年後の都道府県単位保険料率で精算することとなっている。
- ② 令和8年度の前々年度（令和6年度）の協会けんぽの収支差は、6,586億円の黒字。
- ③ この収支差（6,586億円）を47支部で按分した熊本支部の“るべき収支差”は90億1,200万円。
- ④ 「③るべき収支差90億1,200万円」に対して、5年度熊本支部の“実際の収支差”は104億1,300万円。
- ⑤ 「③るべき収支差」 < 「④実際の収支差」の場合、収支差の「黒字」となり、黒字分14億100万円を令和8年度保険料で精算する。  
この精算が保険料率を0.09%引き下げる働きをする。

標準報酬月額30万円の場合の月額  
(労使折半前)

令和8年度	令和7年度	増減
29,700	30,000	▲300
13,650	13,950	▲300
16,050	16,050	±0
<b>30,240</b>	30,360	▲120
<b>13,650</b>	13,950	▲300
<b>16,830</b>	16,920	▲90
18,900	19,020	▲120
▲300	▲300	±0
▲1,770	▲1,800	30
<b>▲270</b>	▲90	▲180
<b>30</b>	▲411	441

※端数表示の関係上、合計が一致しない箇所がある。

# 令和8年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.55	1
10.28	1
10.24	1
10.15	1
10.13	2
10.12	1
10.11	1
10.10	1
10.08	3
10.06	2
10.05	2
10.02	2
9.98	1
9.96	1
9.93	1
9.91	1

10位

22

保険料率 (%)	支部数
9.89	1
9.88	1
9.86	2
9.85	1
9.83	1
9.80	1
9.79	1
9.78	1
9.77	2
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.68	1
9.67	1
9.63	1
9.61	2
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.51	1
9.50	1
9.21	1

25

# 令和8年度都道府県単位保険料率の令和7年度からの変化（暫定版）

令和7年度保険料率からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.17	+255	1
+0.14	+210	1
+0.04	+ 60	2
+0.01	+ 15	3

7

- 「+」は令和8年度保険料率が令和7年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
- 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

令和7年度保険料率からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.03	▲ 45	1
▲0.04	▲ 60	2
▲0.06	▲ 90	4
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	3
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	3
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.15	▲225	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	2
▲0.19	▲285	3
▲0.20	▲300	2
▲0.21	▲315	1
▲0.22	▲330	1
▲0.23	▲345	3
▲0.32	▲480	1
▲0.34	▲510	2
▲0.35	▲525	1

40

# 熊本支部の健康保険料率の推移

一般被保険者	任意継続被保険者	平均健康保険料率	熊本支部健康保険料率	前年度増減	インセンティブ	介護保険料率
平成21年9月分から (都道府県単位保険料率へ移行)	平成21年10月分から	8. 20%	8. 23%	+0.03%	—	~H21.2 1.13% H21.3~ 1.19%
平成22年3月分から	平成22年4月分から	9. 34%	9. 37%	+1.14%	—	1. 50%
平成23年3月分から	平成23年4月分から	9. 50%	9. 55%	+0.18%	—	1. 51%
平成24年3月分から	平成24年4月分から	10. 00%	10. 07%	+0.52%	—	1. 55%
平成25年3月分から	平成25年4月分から	10. 00%	10. 07%	±0	—	1. 55%
平成26年3月分から	平成26年4月分から	10. 00%	10. 07%	±0	—	1. 72%
平成27年4月分から	平成27年5月分から	10. 00%	10. 09%	+0.02%	—	1. 58%
平成28年3月分から	平成28年4月分から	10. 00%	10. 10%	+0.01%	—	1. 58%
平成29年3月分から	平成29年4月分から	10. 00%	10. 14%	+0.04%	—	1. 65%
平成30年3月分から	平成30年4月分から	10. 00%	10. 13%	▲0.01%	—	1. 57%
平成31年3月分から	平成31年4月分から	10. 00%	10. 18%	+0.05%	—	1. 73%
令和2年3月分から	令和2年4月分から	10. 00%	10. 33%	+0.15%	▲0.013%	1. 79%
令和3年3月分から	令和3年4月分から	10. 00%	10. 29%	▲0.04%	▲0.033%	1. 80%
令和4年3月分から	令和4年4月分から	10. 00%	10. 45%	+0.16%	▲0.037%	1. 64%
令和5年3月分から	令和5年4月分から	10. 00%	10. 32%	▲0.13%	▲0.047%	1. 82%
令和6年3月分から	令和6年4月分から	10. 00%	10. 30%	▲0.02%	0.002%	1. 60%
令和7年3月分から	令和7年4月分から	10. 00%	10. 12%	▲0.18%	▲0.137%	1. 59%
令和8年3月分から	令和8年4月分から	9. 90%	10. 08%	▲0.04%	0.01%	1. 62%

引き下げ